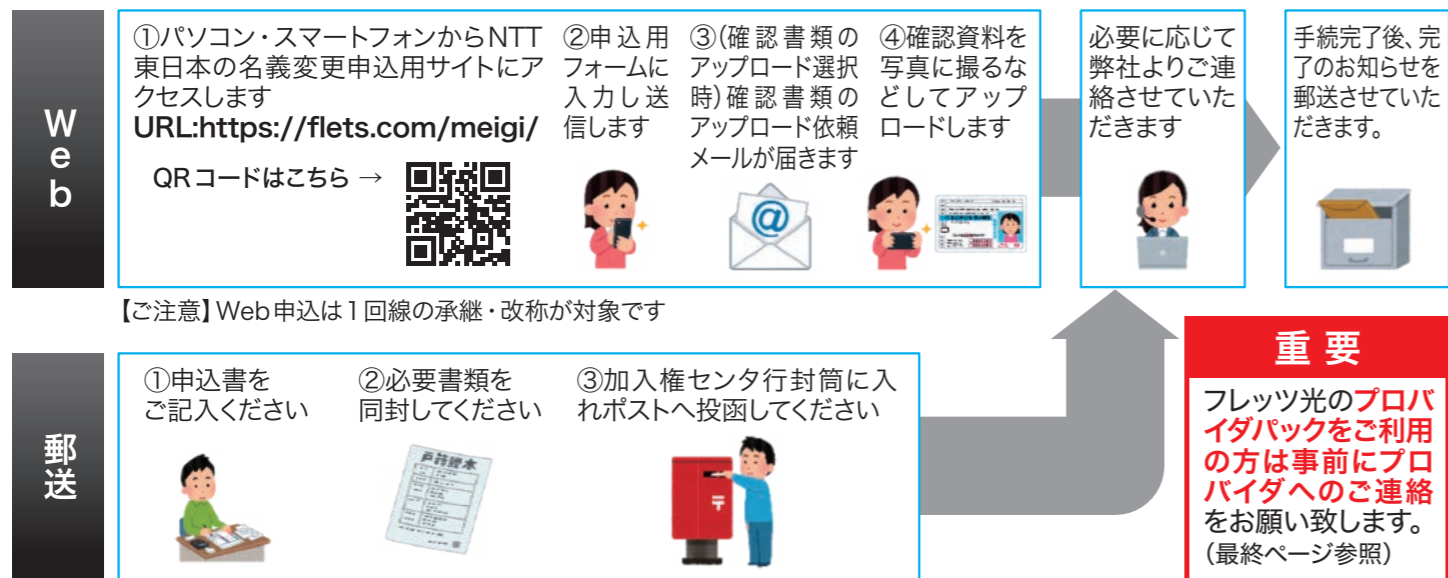


名義変更お手続きのご案内

名義変更申込書へ漏れなくご記入ください。ご記入内容不備、必要書類のご提出不足がございますと変更お手続きができかねますので、本書を必ずお読みください。

※「光コラボレーション事業者」様のサービスをご利用の場合は、弊社ではお手続きをとることができません。ご契約中の「光コラボレーション事業者」様にお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

お手続きの基本的な流れ



ご用意いただく書類

※必要書類の具体例は右面をご確認ください

承継	ご契約者様ご逝去による相続の場合	新契約者の「本人確認書類」 + 現契約者の死亡の事実が確認できる書類 ※申込書の「続柄」「ご署名」欄にご記入をお願いします。 ※ご記入がない場合や弊社が必要と判断した場合は、相続関係が確認できる書類のご提出が必要となります。	個人 ア + イ
	法人合併・分割の場合	継承(合併・分割)が確認できる書類	法人
改称	個人の改姓 法人の商号変更の場合	名前、商号等が変わった事実が確認できる書類	個人 ウ + 法人
譲渡	第三者への変更の場合	現契約者の「本人確認書類」 + 新契約者の「本人確認書類」	個人 ア + 法人

具体的な必要書類例

いずれかの書類を写真に撮って画像添付、もしくはコピーをご用意ください。

●有効期限内のもの(有効期限のないものは発行日から3ヶ月以内のもの)に限ります。

●なお、お申込みに不備があり、お客様と連絡をお取りすることができない場合は、6ヶ月間保管後当社が責任を持って破棄いたします。

個人 ※有効期限内のもの(有効期限のないものは発行日より3ヶ月以内のもの)

ア 本人確認書類の例 ※契約者名、住所、生年月日が確認できるもの

●1枚で証明できるもの

A

運転免許証 マイナンバーカード(個人カード表面のみ) 【その他の例】
※裏面の送付は不可 ※通知カードは不可
 在留カード、特別永住者証明書、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳 等

●2枚で証明できるもの B+B、もしくはB+C ※C+Cは不可

B **C**

健康保険証 国民年金手帳 公共料金の領収証書 住民票

※「記号」「番号」「保険者番号」 ※基礎年金番号(記載がある場合は記号・番号)をマスキング

【その他の例】 後期高齢者被保険者証 等 ※「被保険者番号」「保険者番号」をマスキング
 印鑑登録証明書、全部事項証明書(戸籍謄本)、個人事項証明書(戸籍抄本) 等

イ 現契約者の死亡の事実が確認できる書類の例 ※現契約者の死亡年月日の記載があるもの

死亡診断書 【その他の例】
 全部事項証明書(戸籍謄本)、個人事項証明書(戸籍抄本)、除籍謄本、住民票 等

ウ お名前が変わった事実が確認できる書類の例 ※新旧の姓名が記載されているもの

運転免許証(表面+裏面) 【その他の例】
 全部事項証明書(戸籍謄本)、個人事項証明書(戸籍抄本)、住民票、パスポート(外国人を除く) 等

法人 法人の書類の例 ※法人名・住所・設立年月日等が記載されているもの

履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、登記簿謄本(抄本) ※ダウンロード版は不可

- 承継(合併・分割)……………合併・分割が確認できる上記のいずれかの書類
- 改称(商号変更)……………商号等が変更になった事実が確認できる上記のいずれかの書類
- 譲渡……………旧契約者、新契約者双方の上記いずれかの書類 ※発行日より3ヶ月以内のもの

【その他の例】 印鑑登録証明書、資格証明書、地縁団体台帳、国または地方公共団体の場合は公文書等で可

留意事項

1. 手数料について 譲渡のみ1契約、1番号毎に880円(税込)の手数料が必要となります。 例) フレッツ光+ひかり電話+休止番号⇒2,640円(税込)	譲渡
2. 電話帳について 【ホームページについて】 1 電話番号につき1掲載(普通掲載)は無料となります。複数の掲載希望の場合は別途ご相談ください。(有料:1掲載追加につき550円[税込]) なお、2021年10月発行分以降、順次廃止が予定されております。お手続きのタイミングによっては掲載できない場合もございます為、予めご承知願います。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。 【タウンページ(職業別)について】 後日タウンページセンタよりご連絡させていただきます。 お急ぎのお客様は0120-506309へご連絡をお願いします。 (受付時間:9時~5時 土日祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)	承継 改称 譲渡
3. 料金のお支払い方法について 【クレジットカード(口座振替)によるお支払い(新規・変更)をされるお客様】 名義変更完了後下記よりお申込みください。なお、お手続きが完了するまでの期間は、 書面での「料金請求書」によるお支払いとなる場合がございます ので、予めご了承ください。インターネットによるお手続きは下記よりお申込みください。書面によるお手続きは 各種お問い合わせ先③ へご連絡をお願いします。 クレジットカードはこちらから 口座振替はこちらから 【請求書を書面で発行されるお客様】 個人のお客様で「料金請求書」及び「口座振替のご案内」を書面で発行するには手数料等のお支払いが必要です。Web明細サービスへの移行手続き等により、手数料等のお支払いは不要となります。詳細は、弊社ホームページ(https://flets.com/bill/)をご確認ください。 【おまとめ請求をご利用のお客様】 おまとめ請求は解除されます。おまとめ請求をご希望の方は名義変更のお手続き完了後に、 各種お問い合わせ先③ へご連絡をお願いします。 【@ビリングサービスをご利用のお客様】 新たなパスワードが発行されますが、お手元に届くまでご利用できない期間がございます。また書面での「料金請求書」によるお支払いの場合、@ビリングサービスはご解約となりますので、予めご了承ください。 【隔月請求個別対応ご希望のお客様】 弊社では、隔月請求について奇数月(1・3・5・7・9・11月)のご請求額が5,000円未満(税込)の場合は、翌月の偶数月(2・4・6・8・10・12月)に2ヶ月分をまとめてご請求させていただきますが、請求額に関わらず翌月合算請求または毎月請求を希望されるお客様は、名義変更のお手続き完了後に、 各種お問い合わせ先③ へご連絡をお願いします。 ※現在の引き落としクレジットカード(口座)を継続されるお客様は、名義変更前の請求方法(翌月合算請求または毎月請求)が引き継がれます。 【通話明細記録を送付されているお客様】 通話明細記録の送付をご利用中のお客様は、ご解約とさせていただきます。再度ご利用希望の場合は、 各種お問い合わせ先③ へご連絡をお願いします。	承継 改称 譲渡 承継 改称 譲渡 承継 改称 譲渡 承継 改称 譲渡
4. 各種商品について 【迷惑電話おことわりサービスをご利用のお客様】 譲渡前のご契約者が登録されていた電話番号は、必要に応じ、お客様ご自身で登録された電話機から「144+9」で削除をお願いします。	譲渡
5. お手続きの対象となるご契約について ・申込用紙に記載のある回線についてお手続きいたしますが、ご記入がなくても弊社にてご契約のある以下のケースについては名義変更が必要なことから、同時にお手続きをさせていただきます。その際 譲渡については、1契約ならびに1利用権ごとに880円(税込)の譲渡承認手数料が必要となりますので、予めご了承ください。 〈ご記入が無い場合においても、 名義変更手続きを実施する組み合わせ 〉 ◎「フレッツ光ネクスト」、「フレッツ光ライト」、「Bフレッツ」 ⇄ 「ひかり電話」 ◎ひかり電話に番号ポータビリティを実施している利用休止中の電話加入権・利用権がある場合(同一名義かつ承継・改称の場合に限ります) ◎「フレッツADSL(電話共用型)」 ⇄ フレッツADSLと共用の「加入電話」 ◎「フレッツISDN」 ⇄ フレッツISDNと共用の「INSネット64」	承継 改称 譲渡
6. その他 【譲渡にあたっての注意事項】 ・法人間の譲渡の場合、双方の組織内での意思決定承認を得たものと判断させていただき、お手続きを進めさせていただきます。 ・譲渡承認請求を NTT 東日本が承認した時点でその効力が発生します。 ・ご利用料金のお支払いがお済みでない方は、事前にご利用料金のお支払いをお願いします。 【NTT 東日本以外の ADSL サービスをご利用のお客様】 ・譲渡承認手数料(1利用権につき880円(税込))が必要となりますので予めご了承ください。 ※NTT 東日本の「専用サービス契約約款」に基づく ADSL 等接続専用サービスをご契約中の為 【書留について】 ・弊社へ名義変更の書類を送付の際は、お客様のご希望により書留郵便等をご利用ください。送料はお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。	譲渡 譲渡

フレッツ光の下記サービスをご利用のお客様

重要	承継 譲渡
1. プロバイダバック(光 with フレッツ)について プロバイダバックが解除になります。お客様ご自身にて必ずご契約中のプロバイダへ連絡の上、お手続きをお願いいたします。 ・インターネットサービスプロバイダによっては違約金の発生や、インターネットのご利用ができなくなる等、契約内容が変更になる場合がございます。	
2. フレッツ光メンバーズクラブについて 【退会および保有ポイントが失効となるケース】 ・新たなご契約者様が法人名義の場合 ・「フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプ」、「Bフレッツ ビジネスタイプ/ベーシック タイプ」の場合 【継続にあたっての留意事項】 ・「フレッツ光メンバーズクラブ会員規約」への同意と、ご登録済み会員等の了承が必要となります。 (ご登録済み会員等については、現在のご契約者様等にご確認ください) ✓ご登録済み会員等を継続する場合であっても、「ご契約・ご利用情報ページ」については継続できません。譲渡・承継に伴い、一旦「ご契約・ご利用情報ページ」は利用中止となりますので、再度ご利用を希望される場合はお手続き完了後、改めてお申込みください。改称の場合、「ご契約・ご利用情報ページ」は継続してご利用いただけます。 ✓継続した会員は、ポイントを含めた「フレッツ光メンバーズクラブプログラム」を利用することが可能です。ご登録お申込み中の方が、「フレッツ光メンバーズクラブプログラム」をご利用いただくには、会員となるご本人様よりフレッツ光メンバーズクラブサイトより会員情報のご登録を行ってください。 ✓ご登録済み会員とは別に、新たにフレッツ光メンバーズクラブへの入会を希望される場合(新ご契約者様が現在会員登録をされていない場合等)は、譲渡または承継のお手続きが完了後、改めてお申込みください。	承継 譲渡
3. フレッツ・あずけ〜るについて ・保存されているデータ・アドレス帳が譲渡・承継先に引き継がれますので、必要に応じてお客様にてデータの削除を実施してください。 ・新たなご契約者様が解約月の翌月末までに「フレッツ・あずけ〜る」を再度お申込みした場合、弊社システムの仕様上、預けていたデータが復活し、解約前のデータを閲覧できる状態になります。お客様ご自身でデータを削除し、ご解約をお申込みくださいますようお願いいたします。	承継 譲渡
4. なおせ〜るについて(なおせ〜るProを除く) ・「なおせ〜る(なおせ〜るProを除く)」は個人のお客様に向けたサービスです。なおせ〜る契約済みで新たなご契約者様が個人名義以外の場合等は、なおせ〜る契約は解除となりますので、予めご了承ください。	譲渡
5. まるらくオフィスサービスについて ・「フレッツ光ネクスト」の名義変更をお申込みで、まるらくオフィスサービスと異名義になる場合は、まるらくオフィスサービスの利用に係る同意書の提出が必要となります。 ・まるらくオフィスのプロバイダ利用料金をNTT東日本からの料金代行請求の場合は、名義変更に伴い代行請求が解除されます。予めご了承ください。 なお、代行請求の継続を希望される場合は、名義変更のお手続きが完了後、まるらくオフィスのプロバイダへ改めてお申込みください。	承継 改称 譲渡

各種お問い合わせ先

①名義変更に関するお問い合わせ NTT 東日本加入権センタ 0120-553-662 受付時間:午前9時~午後5時(土日祝日、年末年始を除く)
②各種商品や工事等に関するお問い合わせ インターネットご利用の方:0120-116116 ※携帯電話・PHSからもかけられます。 電話のみご利用の方:局番なし116 携帯電話・PHSからは 0120-116-000 受付時間:午前9時~午後5時(土日祝日も営業、年末年始を除く)
③料金に関するお問い合わせ NTT 東日本請求 0120-002-992 受付時間:午前9時~午後5時(土日祝日、年末年始を除く) ◆通信等ご利用料金に関するお問い合わせ 0800-333-0111 ◆おまとめ請求に関するお問い合わせ 0800-333-1000 受付時間:午前9時~午後5時(土日祝日、年末年始を除く)

【個人情報について】
・申込書に記載いただいた個人情報については、お客様の本人確認、与信管理、電気通信サービス等の提供、電気通信サービス等の料金の計算及び請求、これらに関するお客様へのご連絡、その他契約約款等に基づく契約内容の実施に必要な範囲内で利用いたします。また、電気通信サービス等のご紹介、ご提案及びコンサルティング、電気通信サービス等の品質改善・CS(顧客満足度)向上等のための施策(アンケート調査を含みます)の実施、新たな電気通信サービス等の企画及び開発、電気通信サービス等の提供に必要な設備の管理及び改善その他NTT 東日本の電気通信等に係る業務の実施に必要な範囲内で利用します。なお、お客様との電気通信サービス等に係る契約が解除された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
・申込書に記載いただいた個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、NTT 東日本が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
・NTT 東日本の契約約款等の規定または個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、第三者に提供することがあります。